

立岩地区 まちづくり協議会が新たに設立

「私たちのまちは私たちの手で！」



設立総会の様子

地域住民や団体が連携して組織するネットワーク型の住民自治組織「まちづくり協議会」は、市内41地区中28地区で協議会が設立されています。立岩地区では4月23日に協議会が設立されました。市では引き続き、まちづくり協議会をまちづくりのパートナーとして、組織の成熟度に応じて一定の権限や責任、財源を徐々に移譲し、協働でまちづくりに取り組んでいきます。



会長 池谷 満さん

笑顔で暮らせる地域づくり

「登山ではなくハイキング、できればトレッキングのリーダー」、それが立岩地区まちづくり協議会の役割イメージです。いかに楽しく歩み続けるか、言い換えれば、笑顔で暮らせる地域を持続させていくか。そのために、地区内の情報・意見を集約して、立岩が歩み続けられる道を模索していきます。

☎市民参画まちづくり課 ☎948-6963・☎934-3157

市長へのわがまちメール

平成29年度1031件

「市長へのわがまちメール」には昨年度792通、1031件の意見・提言などが寄せられました。これは市長が目を通した上で回答したほか、事業の評価や施策立案の基礎資料として活用し、可能なものから施策に反映しています。

主な意見と件数

福祉(児童)57件、観光施設49件、学校教育44件、観光振興35件、交通体系整備34件など

意見・提言受け付け中

郵送・ファクス・市ホームページ・eメールで〒790-8571「市長へのわがまちメール」・☎934-17980・info@city.matsuyama.ehime.jp・http://www.city.matsuyama.ehime.jp

city.matsuyama.ehime.jp/wagamachi/ ※回答・公開希望の有無と回答を希望する場合は住所・氏名を記入してください
提言と反映施策(一部抜粋)
提言公園遊具のシヨベル部分が破損していますので、修理をお願いします。
反映現地破損状況を確認し、速やかに使用を禁止しました。破損した遊具は、メーカー廃番品で交換部品がありませんでしたが、公園利用者非常に人気のある製品でしたので修繕して残すことにし、修繕を完了しました。

興居島地区 市長と話そう! タウンミーティング参加者募集

6月15日(金)までに申し込みを

日時 7月7日(土)15時40分~17時10分
会場 泊南分館(泊町)
内容 興居島地区のまちづくりについて
対象・定員 興居島(由良・泊)地区に在住または通勤・通学している人。30人程度
申し込み 6月15日(金)(消印有効)。直接または郵送・ファクス・eメール

で参加申込書(タウンミーティング課<市役所本館9階>、興居島支所、泊出張所、市ホームページにあり)に住所、氏名、電話番号、年齢、性別、勤務先(学校名)、まちづくりなどについての意見を書いて、〒790-8571タウンミーティング課☎town-m@city.matsuyama.ehime.jpへ ※託児が必要な場合は、申込書に明記してください

☎タウンミーティング課 ☎948-6333・☎934-2336

アスベスト含有調査費用補助

6月4日(月)受け付け開始

内容 下表のとおり

対象建築物	民間建築物で、吹き付けアスベストなどが施工されているおそれがある建築物
補助申請書類	社会資本整備総合交付金要綱(住宅・建築物安全ストック形成事業)に基づき行うものとし、補助申請、完了報告時点で次の書類が必要 補助申請 付近見取り図、建築確認通知書および検査済証の写し、配置図、各階平面図(アスベストなどの施工場所を表示)、現況写真(建物外観およびアスベストなど施工場所)、建物の所有権を証する書類、共同住宅の場合決議を証する書類、複数の調査会社の見積書など 完了報告 分析調査結果報告書、調査会社との契約書の写し、請求書および領収書(内訳書)の写しなど
補助対象者	含有調査を行う建築物の所有者(登記簿で確認)、市税などを滞納していない人(完納証明書添付)
対象となる含有調査	建築物石綿含有建材調査者(建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づき登録を行っている者)が自ら実施するもの▶調査方法はJIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による
補助金額	含有調査に要する経費の額とし、1カ所当たり10万円以下(ただし、1棟につき25万円を限度とする)
受付期間	6月4日(月)~11月30日(金)
件数	5カ所程度(先着順。予算がなくなり次第終了)

※これまでの実績では、アスベスト含有調査費用は1カ所当たり8万円~10万円程度です

☎建築指導課 ☎948-6510・☎934-0640

6月29日(金)まで 児童手当の現況届

児童手当受給者は、平成30年6月1日現在の状況の届け出が必要です。6月初旬に「現況届」を送付しますので、6月29日(金)までに提出してください。提出しないと6月分以降の手当が受けられません。また、期限を過ぎて提出した場合は、支給が遅れることがあります。

申し込み 6月29日(金)(必着)。直接、子育て支援課(市役所別館2階)、福祉総合窓口(同1階)、市民課(市役所本館1階)、各支所(出口出張所を含む)、または郵送で〒790-8571子育て支援課児童手当担当へ

提出書類 現況届(必要事項を記入)、受給者の健康保険証の写し(市国民健康保険加入者を除く)

※世帯の状況によって追加で添付書類が必要な場合があります

☎子育て支援課 ☎948-6354・☎934-1814

①重度心身障害者②ひとり親家庭 医療費受給者証の更新

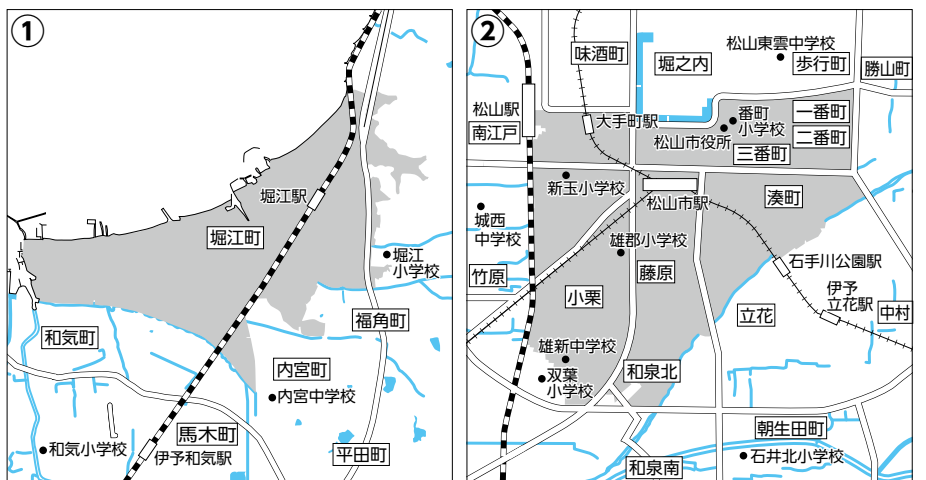
7月から①と②の受給者証が新しくなります。新しい受給者証は6月末までに郵送します。7月になっても届かない場合は、古い受給者証と健康保険証、印鑑を持って次の窓口に来てください▶①障がい福祉課(市役所別館1階)▶②子育て支援課(同2階)▶①②各支所(出口出張所を含む)

☎①障がい福祉課 ☎948-6936・☎932-7553
 ☎②子育て支援課 ☎948-6888・☎934-1814

上水道の水圧が上昇します

上水道の水圧を調整している機器の取り換え工事を行います。下図①および②の区域で工事期間中は通常より水圧が上がり、水の出が強くなりますので、蛇口で調整するなどして使用してください。

【工事期間】①6月4日(月)~25日(月) ②6月20日(水)~7月17日(火)



☎(企)浄水管理センター ☎977-0198・☎977-0668